

滋賀医科大学機関リポジトリ運用指針

平成 23 年 12 月 14 日
附属図書館長制定
令和 2 年 3 月 25 日改正
令和 4 年 8 月 31 日改正

(趣旨)

第 1 条 この運用指針は、滋賀医科大学機関リポジトリ設置要項第 5 条の規定に基づき、本学機関リポジトリ（以下、「リポジトリ」という。）の運用に関し必要な事項を定める。

(登録対象)

第 2 条 リポジトリに登録・蓄積・保管（以下、「登録」という。）する教育・研究・診療活動の学術成果物は、次に掲げるものとする。（文字資料以外の電子的資料（画像・データ集）を含む）

- (1) 学術論文（学術雑誌掲載論文、プレプリント、学会発表資料等）
- (2) 学位論文（博士論文、修士論文、卒業論文、学位論文要旨等）
- (3) 教育資料（講義資料、講演記録、プレゼンテーション資料等）
- (4) 各種研究成果物の根拠となる研究データ
- (5) 紀要等
- (6) 研究成果報告（科学研究費報告書、研究成果報告等）
- (7) 広報誌・報告書等
- (8) その他、附属図書館長が適当と認めたもの

2. 前項のうち、公開することに支障がないものに限る。

(登録者)

第 3 条 リポジトリに学術成果物を登録することができる者（以下、「登録者」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 本学に在籍する、または、在籍したことのある者
- (2) その他、附属図書館長が特に認めた者

(登録手続き)

第 4 条 登録者は、附属図書館長に別紙 1 に定める許諾書を提出するものとする。ただし、附属図書館と登録者との間に許諾書に相当する合意が得られている場合は、この限りではない。また、「滋賀医科大学オープンアクセス方針」に基づき登録する場合は、許諾書の提出を不要とする。

(共著者)

第 5 条 共著者等の登録者以外の著作権者がある学術成果物を登録する場合は、あらかじめ登録者がこれらの許諾を得るものとする。

(リポジトリにおける取り扱い)

第 6 条 滋賀医科大学は、リポジトリに登録されている学術成果物を以下のように取り扱う。

- (1) 当該学術成果物を複製し、リポジトリを構築するサーバに格納する。
- (2) ネットワークを通じて複製物を不特定多数に無償で公開（送信）する。
- (3) 複製物の保全（バックアップ）及び利用のための複製を行う。
- (4) 学内外の各種システム等との連携のために、学術成果物の複製及びメタデータを提供する。

(著作権)

第 7 条 学術成果物等の著作権は、リポジトリに登録された後も著作権者に留保される。

(登録・公開)

第8条 附属図書館は、学術成果物について、著作権法その他関係法令を調査し、公開について支障がないと判断したものについて、書誌情報や抄録等のメタデータとともにリポジトリに登録し公開する。

(利用条件)

第9条 学術成果物及びメタデータに含まれる抄録を利用する者は、著作権者に許諾を得なければならない。ただし、私的使用目的での複製や引用等、著作権法で定める権利制限規定の範囲内の利用や著作権者が利用条件を明示している場合はこの限りではない。

(利用条件の周知)

第10条 リポジトリに登録された学術成果物が適切に活用されるよう、附属図書館は著作権法その他関係法令の順守についてウェブサイトを通じて周知するよう努める。

(削除・非公開化)

第11条 リポジトリに登録された学術成果物は、次の場合に削除、あるいは、非公開化することができる。

- (1) 登録者が、理由を付して学術成果物の削除を申請し、それを附属図書館長が承認した場合
- (2) 登録された学術成果物が社会通念上又は情報セキュリティ上の問題を生じることが判明した場合
- (3) その他、附属図書館長が登録・公開することを不適切と判断した場合

(媒体変換)

第12条 附属図書館は、学術成果物の恒久的な公開・保存のため、学術成果物を適切な記録媒体に変換する権利を有する。

(免責事項)

第13条 リポジトリに登録・公開された学術成果物の利用によって生じた損害について、滋賀医科大学はその責任を負わない。

(その他)

第14条 この運用指針に定めるもののほか、リポジトリの運用に関し必要な事項は、関係者間で協議の上、定めるものとする。

附 則

この指針は、平成23年12月14日から施行する。

附 則

この指針は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和4年9月1日から施行する。